

3 養育費の支払確保に向けた見直し

Point

- ・養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になり、取決めの実効性が向上します。
- ・養育費の取決めがない場合にも、暫定的な養育費（法定養育費）を請求することができる制度が新設されます。
- ・養育費に関する裁判手続の利便性が向上します。

【合意の実効性の向上】

これまでの民法では、父母間で養育費の支払を取り決めていたとしても、養育費の支払がなかったときに養育費の支払義務を負う親の財産を差し押さえるためには、公正証書や調停調書、審判書などの「債務名義」が必要でした。

【改正前】

父母の私的な取決めがあっても、差押えの申立てに先立って家裁での調停等の手続が必要



今回の改正により、養育費債権に「先取特権」と呼ばれる優先権が付与されるため、債務名義がなくても、養育費の取決めの際に父母間で作成した文書に基づいて、差押えの手続を申し立てることができるようになります。養育費のうち先取特権が付与される上限額は、子一人当たり月額8万円です。なお、民法等改正法の施行前（令和8年3月31日以前）に養育費の取決めがされていた場合には、施行後（令和8年4月1日以降）に生ずる養育費に限って先取特権が付与されます。

【改正後】

父母の私的な取決めで作成した文書に基づき差押えが可能



【暫定的に請求することができる養育費（法定養育費）の新設】

これまでの民法では、父母の協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めなければ、養育費を請求することができませんでした。

今回の改正により、離婚のときに養育費の取決めをしていなくても、離婚のときから引き続き子どもの監護を主として行う父母は、他方に対して、暫定的に一定額の養育費を請求することができます。その額は、子一人当たり月額2万円です。また、この暫定的な養育費の支払がされないときは、差押えの手続を申し立てることができます。なお、改正法の施行後に離婚した場合に、この暫定的な養育費を請求することができます。



【改正前】

請求不可



【改正後】

暫定的な養育費の請求が可能

この新設された制度は、あくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補充的なものです。子どもの健やかな成長を支えるためには、父母の協議や家庭裁判所の手続により、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをしていただくことが重要です。

【裁判手続の利便性向上】

- ・ 養育費に関する裁判手続では、各自の収入を基礎として、養育費の額を算定することとなります。そこで、今回の改正では、手続をスムーズに進めるために、家庭裁判所が、当事者に対して収入情報の開示を命じることができることとしています。
- ・ 養育費を請求するための民事執行の手続においては、地方裁判所に対する1回の申立てで
 - (1) 財産開示手続：養育費の支払義務者は、その保有する財産を開示しなければならない
 - (2) 情報提供命令：市区町村に対し、養育費の支払義務者の給与情報の提供を命じる
 - (3) 債権差押命令：判明した給与債権を差し押さえるという一連の手続を申請することができるようになります。

～ Q & A ～

- Q1** 暫定的な養育費は、いつから発生しますか？
また、いつまでに支払わなければなりませんか。
- A1** 離婚の日から発生します。支払義務を負う父母は、毎月末に、その月の分の暫定的な養育費を支払う必要があります。
- Q2** 暫定的な養育費は、いつまで発生し続けますか。
- A2** 次のいずれか早い日まで発生し続けます。
① 父母が養育費の取決めをした日
② 家庭裁判所における養育費の審判が確定した日
③ こどもが18歳に達した日
- Q3** 私は離婚後にこどもと離れて暮らす親ですが、十分な収入がなく困窮しています。それでも暫定的な養育費の支払をしなければなりませんか。
- A3** 暫定的な養育費の請求を受けた者は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないことやその支払をすることによって自らの生活が著しく窮迫すること（例えば、生活保護を受給している場合など）を証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができます。こどもと離れて暮らす親の収入が乏しい場合には、父母の協議により、暫定的な養育費の額よりも低額の養育費を取り決めることもできます。
- Q4** 暫定的な養育費の額とは異なる額の養育費（より高額又は低額の養育費）を父母だけで決められない場合には、どのようにすればよいでしょうか。
- A4** 父母だけで養育費の額を取り決めることが難しい場合には、地方公共団体や、養育費・親子交流相談支援センターなどが相談に応じているほか（母子家庭等就業・自立支援センターにも相談に応じているところがあります）、弁護士やADR機関への相談、家庭裁判所の手続の利用も考えられます（問合せ先は裏表紙を御参照ください）。
- Q5** 私たちは今回の改正法施行前に離婚しましたが、暫定的な養育費は発生しますか。
- A5** 発生しません。この規定は、改正法施行後に離婚したケースのみに適用されます。改正法施行前（令和8年3月31日まで）に離婚した場合には、養育費の支払を求めるためには、父母の協議や家庭裁判所の手続により養育費の額を取り決めてください。